

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 24 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 22 年 2 月 23 日（火曜日）		開会 10 時 00 分		閉会 16 時 18 分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山木、清水、中田、山腰、田村、水口				事務局	中嶋事務局長
		委員外議員～窪之内、大谷、井上					田湯次長
欠席委員		なし					山本主査
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。						
	(1) 平成 21 年度一般会計補正予算について						
	(2) 平成 21 年度公営住宅特別会計補正予算について						
	(3) 平成 21 年度一般会計補正予算について						
	(4) 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例について						
	(5) 平成 21 年度滝川市下水道事業会計補正予算について						
	(6) 滝川市都市計画マスタープランについて						
	(7) 滝川市都市計画道路見直し検討協議会の結果報告について						
	(8) 滝川市都市計画区域の整備・開発及び保全の方針について						
	(9) 街なか共同住宅建設補助事業の拡充について						
	(10) たきかわ冬まつり 2010 の実施報告について						
	(11) 雇用交付金事業について						
	(12) 滝川市勤労者福祉共済事業の民間移管について						
	(13) 地域職業訓練センターの今後の取り扱いについて						
	(14) 企業誘致及び物産 P R 活動の実施状況について						
	(15) 企業立地セミナー in Tokyo 開催報告について						
	(16) 北海道畜産試験場滝川試験地跡地利用計画策定業務の報告について						
	(17) 平成 21 年度一般会計補正予算について						
	(18) 指定管理施設の指定について						
	(19) 米戸別所得補償モデル事業、水田利活用自給力向上事業の概要について						
(20) 農林水産省の組織の再編について（農政事務所関連）							

議 <
--

平成22年2月19日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成22年1月28日付け滝議第183号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

経済部長	多 田 幸 秀
経済部次長	若 山 重 樹
経済部商工労働課副主幹	志 賀 久 幸
経済部商工労働課主査	前 田 昌 敏
経済部商工労働課主任主事	青 木 康 男
経済部商工労働課産業連携室長	阪 本 康 雅
経済部商工労働課産業連携室主査	諏 佐 孝
経済部商工労働課元気タウン推進室長	千 田 史 朗
経済部商工労働課元気タウン推進室次長	長 瀬 文 敬
経済部農政課長	新 井 敏 幸
経済部農政課副主幹	鎌 塚 忠 夫
経済部農政課主査	木 村 純
経済部農政課主任主事	山 本 健 裕
経済部農政課農業基盤整備室長	北 野 清 隆
経済部農政課農業基盤整備室主査	寿 永 七月男
経済部農政課営農振興室長	福 島 卓
経済部農政課営農振興室主査	鈴 木 勝 敬
建設部長	大 平 正 一
建設部土木課長	川 本 滋
建設部土木課副主幹	尾 崎 敦
建設部土木課主査	亀 田 忠 洋
建設部土木課主査	千 葉 一 稔
建設部土木課都市計画室長	千 葉 強
建設部土木課都市計画室副主幹	武 藤 一 男
建設部土木課都市計画室主査	湯 浅 芳 和
建設部土木課都市計画室主査	中 井 崇 敬
建設部建築住宅課長	三 谷 文 彰

建設部建築住宅課副主幹
建設部建築住宅課副主幹

伊 藤 和 博
鎌 倉 幸 男

(総務部総務課総務グループ)

第 24 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会

H22. 2. 23 (火) 10:00～

第 三 委 員 会 室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《建設部》

- | | |
|------------------------------------|------------|
| (1) 平成 21 年度一般会計補正予算について | (資料) 土 木 課 |
| (2) 平成 21 年度公営住宅特別会計補正予算について | (資料) 建築住宅課 |
| (3) 平成 21 年度一般会計補正予算について | (資料) 〃 |
| (4) 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例について | (資料) 〃 |
| (5) 平成 21 年度滝川市下水道事業会計補正予算について | (資料) 都市計画室 |
| (6) 滝川市都市計画マスタープランについて | (資料) 〃 |
| (7) 滝川市都市計画道路見直し検討協議会の結果報告について | (資料) 〃 |
| (8) 滝川市都市計画区域の整備・開発及び保全の方針について | (資料) 〃 |

《経済部》

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| (9) 街なか共同住宅建設補助事業の拡充について | (資料) 商工労働課 |
| (10) たきかわ冬まつり 2010 の実施報告について | (資料) 〃 |
| (11) 雇用交付金事業について | (資料) 〃 |
| (12) 滝川市勤労者福祉共済事業の民間移管について | (資料) 〃 |
| (13) 地域職業訓練センターの今後の取り扱いについて | (資料) 〃 |
| (14) 企業誘致及び物産 P R 活動の実施状況について | (資料) 〃 |
| (15) 企業立地セミナー in Tokyo 開催報告について | (資料) 〃 |
| (16) 北海道畜産試験場滝川試験地跡地利用計画策定業務の報告について | (資料) 〃 |
| (17) 平成 21 年度一般会計補正予算について | (資料) 農 政 課 |
| (18) 指定管理施設の指定について | |
| ・ 総合交流ターミナルたきかわ | (資料) 〃 |
| ・ 東滝川地区転作研修センター | (資料) 〃 |
| (19) 米戸別所得補償モデル事業、水田利活用自給力向上事業の概要について | (資料) 〃 |
| (20) 農林水産省の組織の再編について（農政事務所関連） | (資料) 〃 |
| (21) 丸加高原健康の郷遊歩道について | (資料) 〃 |
| (22) 農業開発公社の不適切な決算処理について | 〃 |

2. 第 1 回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○開 会

第24回 経済建設常任委員会

H22. 2. 23 (火) 10:00～

第 三 委 員 会 室

開 会 10:00

委員動静報告

委員 長 全員出席。委員外議員～窪之内議員、井上議員、大谷議員。空知新聞社、北海道新聞の傍聴を許可する。

1. 所管からの報告事項について

委員 長 議案関連については、建設部は(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の5件、経済部は(9)、(11)、(12)、(17)、(18)、(21)の6件である。議案審査にならぬように留意願う。(1)について説明を願う。

(1) 平成21年度一般会計補正予算について

川本課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

田 村 ① 車両購入費であるが、どのような車両を何台購入するのか伺う。
② 除雪・排雪対策に要する経費と、この中の委託料が3,800万円で残りが直営の部分であるという確認だがいかがか。

川本課長 ① 2,231万円は大型ロータリー1台の購入費で、残りについては入札差金で減額する。

田 村 ② 委託料については、直営分はない。民間委託している分が3工区あり、残りはダンプ、トラックの運搬代である。

田 村 除雪・排雪対策に要する経費が4億6,000万円で、うち委託料が3億8,000万円、これが全部委託料か伺う。

川本課長 除雪・排雪対策に要する経費で、委託料ばかりでなくて事務経費等もあり、全体で4億6,000万円のうち3億8,000万円が委託料である。

田 村 事務経費は幾らか伺う。

川本課長 事務経費は車両購入費を除いた分で、当初予算でいえば4,400万円である。

田 村 4,400万円は組合の事務経費か伺う。

川本課長 これは事務経費であり、消耗品、修繕費、通信運搬費、手数料、借上料の形になる。除雪組合に入るものではない。

田 村 除雪組合に入るのは、総額から約4,400万円を差し引いた額になるのか伺う。

川本課長 その理解でよいが、ダンプ代については組合ではなく、トラック協会に入る。

田 村 トラック協会と組合の分け方はどのようにしているのか伺う。トラック協会にはそのうち幾ら入るのか伺う。

川本課長 除雪組合には当初予算で約3億1,000万円を見込んでいた。トラック協会については、7,300万円である。

委員 長 他に質疑はあるか。

水 口 委託料が3,200万円増額であるが、今後の降雪量ではどのくらい予測しているか。排雪ではどれだけ日数が足りないか根拠を教えてください。

川本課長 3,200万円の根拠であるが、委託料総体で流用を含めて不足分が3,800万円のうち、事務費、諸経費を除いて使用している。除雪、排雪の作業については2,250万円、運搬トラックについては1,500万円、一部財政課分の除雪費約76万円増額して約3,800万円であり、それぞれ事務費等を差し引いた残りが3,200万円

である。

水 口 不足分の内訳はわかったが、その内訳の不足に至る根拠を伺う。
川本課長 ほとんどが排雪作業の増額分が大きい。当初、1日の作業時間を約10時間見ていたが、2月分についてはおおむね1時間から2時間程度ふえるということで毎日行ったとして、28日間で1,900万円ぐらいふえるという想定で、総体では約2,000万円ふえるという費用算出根拠である。

水 口 算出の根拠というのは、日数である程度換算しているということによいか伺う。
川本課長 日数で出している。トラックも含めて排雪を1時間当たりで作業をすると17万円程度経費がかかる。2セットで作業をしているので34万円。34万円を2時間程度、28日作業をすると1,900万円ほどかかるという計算である。

委 員 長 他に質疑はあるか。
窪之内委員外議員 ① 特別交付金の申請を行ったと新聞報道にもあったが、その辺の状況と結果と時期について伺う。
② 早朝からかなり遅い時間まで排雪をしているということであるが、作業に当たっている人の健康状態をどのように把握しているか。休みはほとんど取れないと聞いている。健康管理は組合であると思うがどのように行われているか伺う。
③ かなり排雪量がふえて、雪捨て場の作業がふえることは予想されていなかったようであるが、その辺は通常の予算で大丈夫なのか考えを伺う。

川本課長 ① 特別交付金については、財政課で進めているので土木課では理解していない。
② 2月に入ってから排雪作業は、かなり遅くまで進めていて作業員のことも心配しているが、町内会排雪の分がありどうしても仕上げなければならないということが遅くなっている要因である。これからの作業についてはできるだけ余裕を見た時間で作業を進めていきたいと考えている。
③ 雪捨て場については、ことしは非常に量が多くなっているが、この分については平成22年度の対応となる。厳しい状況と判断している。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし) (1)は報告済みとする。(2)について説明を願う。

(2) 平成21年度公営住宅特別会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

三谷課長 説明が終わった。質疑はあるか。
委 員 長
窪之内委員外議員 ① 安定経営して基金に償還できるようになった大きな要因について伺う。
② 補修事業なども一般会計から繰り入れしてきたということもあるかと思うが、安定経営の大きな要因は何か伺う。

三谷課長 ① 一番大きな要因としては、平成16年以降に収納率が大幅にアップしたことが考えられる。
② 平成20年度に大きな繰越金が出たのは、修繕等の業務を自前で行ってきたということと、入札先等の額が大きかったことが要因として上げられる。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし) (2)は報告済みとする。(3)について説明を願う。

(3) 平成21年度一般会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

三谷課長 説明が終わった。質疑はあるか。
委 員 長

水 口 支出が少なかった要因の中に、開始が8月からということと、滝川市の景気が落ち込んでいったということを上げられていたが、使い勝手が悪いという問い合わせもあると思う。その部分の要因として今後につなげていくということは耐震の部分の話はあったがそれ以降の検討はないのか伺う。

三谷課長 委員の指摘のとおりで、使い勝手が悪いというか、上限金額に対して高過ぎるという意見があった。現在100万円以上の工事を対象にしているが、それ以下にしてほしいという意見も多数あった。新年度に向けては、この辺も改定していきたいと思う。

委 員 長 他に質疑はあるか。

田 村 この制度について、個人住宅で耐震にすることとはほとんどない。耐震ではなく、単なるリフォームだと思うが、どこまでの工事を対象としているか、流し台の取りかえ、風呂の取りかえなどが入るのか。個人住宅で耐震を行った実績があるか伺う。

三谷課長 この制度は、住宅の長寿命化を図るのが大きな目的で、屋根の張りかえ及び塗装、外壁の張りかえ及び塗装などを対象に住宅の耐久性を促す工事を行っている。ただ、長寿命化につながらない流し台の単純な取りかえなどは該当しない。従来のユニットバスではないものからユニットバスにするものは対象にしている。耐震の関係では申込者の中で耐震改修をするように言っているのは、昭和56年以前の実績の中では建物が1件あった。耐震改修をしないという中で上げてきたので、補助対象の該当にならなかった。後の工事については、18件の中にはなかった。

田 村 ① 事業の実績15件の中で、一番多い工事はどの部分であったか伺う。
② ユニットバスを取りかえても、対象になるものとならないものがあるとか、一般の方は全くわからない。建築業者も含めて説明できないという部分があると思う。業界の中でも話題にならない。PRの方法が悪いのと、具体的な事例を広報等で掲載するなどしてみるのはいかがでしょうか。15件がどれだけ対象になったのか非常に興味があるので伺う。

三谷課長 ① 15件の中で一番多いのは、先ほども申し上げたが、耐久性の向上、外壁の張りかえ、ユニットバスの設置、屋根の張りかえ及び塗装、外壁の取りかえ及び塗装などであり、ユニットバスの内装も兼ねて行う工事もあった。
② PRの方法が悪いということについて、昨年度初めて制度作成したこともあり、関係業者やリフォーム業者及び不動産屋などに案内をして説明会を1度行った。その中で、制度の運用の仕方、基準等を説明した。説明はしたが、まだよく理解されていない。新年度には再度説明会等を行いたい。指摘されたとおり、わかりやすいパンフレットをつくり、周知していきたい。

委 員 長 他に質疑はあるか。

井上委員外議員 ① 今の説明の中で視点が欠けているのは、滝川市の経済が大変厳しいということで景気が悪いから使われなかったという回答があったが、そういう問題ではない。これは8月4日の臨時会では、約4億5,000万円の景気浮揚対策であり、緊急経済対策である。緊急経済対策とは経済が不況であるため、緊急にできた制度である。そこをもっと厳しく受けとめてほしかった。建設業界の方との話しだが、仕事がなく困っている。こういう絶好のチャンスを生かしてほしかった。2,900万円の残金は繰り越していくのかどうか伺う。PRとか基準が今後どう生かされていくのか説明願いたい。

大平部長 委員の言われるとおりであり、昨年度は申請が少なかったことについておわびしなければいけないと思っている。議会のときにも指摘があった。使いやすい制度、景気浮揚に率直につながる制度として、今後、条例の改正の部分もあるが大きく内容を変えて、利用増となるように考えている。PRの方法については、かなり重要なので業者に理解していただき、使っていただけるよう努力していきたいと考えている。

委員 長 他に質疑はあるか。

副委員長 いろいろな質疑がされ、1年間経過し改善されていくわけであるが、行政が思っているほど業者には伝わっていない。市民にはもっと伝わっていない。行政も広報に掲載したからといってもそれだけでわかるものではない。規則とか細かな資料を見て、やっと該当になるかということがわかるようなものだ。例えば、地域、町内会で耐震化されない4割の住宅が、最初から対象外でリフォームしたくても補助対象にならない。そういうところに高齢者がたくさん住んでいる。そこで、どこかの町内会か地域に伺って、特に高齢者を相手に補助制度を理解していただく試みを提案したいが考えを伺う。

大平部長 具体的な取り組みということであるが、今、パンフレットやリフォーム会社からダイレクトメールが届き、その中でも住宅改修の部分が詳しく記載されており、旧制度の中身であったが、業界も一生懸命取り組んでいる。ことしは、住宅の耐震化においては昭和56年以前が4割あるが、そのうち4割強は耐震でない住宅である。直営で無料診断をしようということで、昭和56年以前だからといって全部耐震にする必要はないことを含めてPRをしていきたいと思っている。

副委員長 役所の仕事の進め方として、よく説明はしたがわかっているかどうかを確認するという段階が必要と思う。必要な部署の一つが建設部だと思う。そういう点で、パンフレットを出すからということだけでは、理解してもらうことにはならない。特に耐震診断を、道が無料で行うということについては、スキルアップセンターに配置している市の職員が手伝い、実際にそれを利用して耐震診断をしてもらっているものが、4,000件の中で10件ほどあるかどうかである。結局一般住宅の耐震化はうまくいっていないということであるがこの点をどう考えているか伺う。

大平部長 耐震測定については、阪神、淡路大震災から、安心、安全ということで国も道も進めている。言われたとおり耐震化については、まだまだ進んでいないというのが実態である。それを踏まえて市でも直営で無料診断もするというように考えている。その辺のPRも含め考えていかなくてはならないと思っている。いつ起きるかわからない災害に対して、安心、安全という部分をいろいろな形で市民に理解していただけるよう進めていきたいと思っている。

委員 長 他に質疑はあるか。

井上委員外議員 実際に2,900万円が減額になる。この補助金は、使わなければそのまま継続していけるのか伺う。国に返さなくてもよいのか、今後の対応について伺う。

三谷課長 交付金については、実績の分だけが国から交付金として交付される。

委員 長 他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員 ① 資料2の確認であるが、75件が2つあるが、合計は150件でないか伺う。
② 15件の372万円の一般住宅改修補助費と子育て世帯・街なかの工事費内訳の件数と金額がわかれば伺いたい。

- 伊藤副主幹 ② 15 件の内訳についてであるが、一般が 11 件で、子育て世帯が 3 件である。もう一件は中心市街地活性化区域内ということになっている。
- 三谷課長 ① 合計金額は記載誤りで 150 件であり訂正する。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし) (3) は報告済みとする。(4) について説明を願う。
- 三谷課長 (4) 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 窪之内委員外議員 複数の世帯が居住する場合であるが、現実には 2 世帯が居住していても、住民票上で世帯分離していないと該当されないのか伺う。
- 伊藤副主幹 複数世帯で、2 世帯、3 世帯で居住している場合については、あくまでも確認するのは住民基本台帳上で、世帯が記載されている場合について確認して該当させるということで考えている。
- 窪之内委員外議員 対象者の所得制限の緩和について、世帯分離をして所得制限の範囲で該当するのであれば、市民課で世帯分離の手続きはすぐできる。そういう指導をきちんとしておけば対象になるが考えを伺う。
- 伊藤副主幹 その件については、申請を受付しているスキルアップセンターとも相談しているが、受益者の不公平がないように申請者に対しては、条例の改正についても説明して、親と同居している方に対してはすべて申請内容に入っているのでアドバイスも随時行っていく。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 中 田 昨年認可できなかった人に対して、ことし再申請を受付することができるのか伺う。
- 伊藤副主幹 実際に昨年申請したけれど該当しなくて、ことし工事をしたいというのであれば受け付けさせていただく。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 副委員長 この補助金を使うのに書類を整えるのが、従業員も減らしている状況では大変だということはある業者から聞いている。ユニットバス申請については、小規模業者が対象になって申請をしてくると思うが、そうすると書類をつくる手間を考えると、零細企業にとっては大変なことである。書類の作成について規模を定めて、これ以上小さな業者については、市で作成を手伝うというのはどうか実態について考えを伺う。
- 伊藤副主幹 申請書類については、滝川市補助金交付金要綱に基づき事務を進めなければならないので、幾ら簡便にするといっても限度限界がある。なるべく簡便に済むように考えて条例をつくったつもりである。実際の事務であるが、確かに慣れない方が行政の申請書類を書くということは大変と思うが、その部分も含め受託していただいているスキルアップの方には、実際に細かく指導していただき、親切に対応もしていただいている。あくまでも、申請者が記入しなくてはいけないのでこちらが代筆するというわけにはいかない。どういう書類が必要か、どういう書き方にするとよいかについては細心注意して対応しているので理解いただきたい。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし) (4) は報告済みとする。(5) について説明を願う。
- (5) 平成 21 年度滝川市下水道事業会計補正予算について

千葉室長
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (5)は報告済みとする。(6)について説明を願う。

(6) 滝川市都市計画マスタープランについて

千葉室長
委員長
副委員長

(別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わった。質疑はあるか。

湯浅主査

① 今後のスケジュールの地域別懇談会がいつ、どこで、何回行われるのか、策定会議が2回というのは、縦覧、意見募集も含めていつごろ行なわれるのか伺う。

② 第3回目の策定会議でどのような内容の意見が出たのか概要について伺う。

① 今後のスケジュールについての地域別懇談会については、企画課が主担課となっており、年度前半を予定している。具体的なスケジュールは決まっていないが、4～7月の間で行っていきたいと考えている。地域においては、今のところ考えているのは、現在小学校区ごとに行う予定である。詳細については今後検討していく。策定会議については、地域懇談会で意見を伺ってから2回ほど開催する。その後、案を年内にまとめて、1～3月に案の縦覧、意見の募集を行って年度内に決定したい。

② 意見の概要については、1回目は、主に現在の都市計画マスタープランというものはどういうものかということで、2回目はその途中であるタウンウォッチングで、市内視察の内容を受けての意見交換を行い、ほかにアンケート調査を行った。今後、新たな都市をどうつくっていくかの理念について意見をいただいた。第3回目は新たな都市づくりに向けた本題について議論をいただいているところで、その中で土地利用、交通体系が話題として出ているということである。

副委員長
大平部長

特に3回目の策定会議で、もう少し具体的にどういう意見が出ているのか伺う。私が委員会の座長を務めているが、必ず委員会があるごとに全員から意見をいただいていた。交通の話題、女性からは日常の多岐にわたった現実的な内容の意見であった。また、大きな意味ではコンパクト化していくという皆さんの意見は受理されているところであるが、その中で、いかに輝いていくのかという議論が多く出ていた。国内はもとより、外国の事例では障害などの意見等もあった。大きな点をまとめて主査から報告する。

湯浅主査

大きな点ということで、幾つかの意見を紹介する。今回3つの地域からコンパクトタウンということでは、6月に示した新たな都市づくりに向けた基本方針の原案の中でも出ているが、滝川市街地、江部乙市街地及び東滝川である。その中で、地域ごとにそれぞれ鉄道の駅があり、それぞれの駅が重要で、駅を中心としての地域づくりを考えたほうがよいという意見をいただいた。

副委員長

① 今の意見はホームページに載せているか伺う。

② 沿道の田畑になっているところを商業地域化にするということは、コンパクトシティに逆行するので、経済を考えたらずく百害あって一利なしであり、そういう意見も出ていたと伺っている。4月から報告するときに、市の方針ばかりというのではなく、市民の意見を出していかないと論点が見えてこないと思う。市の提案、提出意見、常任委員会の意見、策定会議の市民の意見、そして議会の意見も出してもらい、それについて皆さんの意見を伺うということにしないと、短時間で意見を聞くということにならない。その辺の考え方について

て伺う。

大平部長 ② この度の案についても委員の意見を踏まえてかなりの分を取り入れて、次にはその確認をしながら行っている。地域懇談会の中でもそのような意見等を協議しながら、話し合いをしていかなければならないと思っている。

湯浅主査 ① ホームページの議事録の公開については、市議会等公開の条例に基づき公開しているところである。第3回目の策定会議の公開については、総務課で取りまとめているので、あと数日かかるのでお待ち願いたい。

委員長 他に質疑はあるか。

井上委員外議員 都市計画マスタープランの策定会議のメンバーには、地域のことについてわからない方が入っている。そういう方が入って幾ら論議してもわからないと思う。そのあたりは満遍なく地域、年齢、職業のバランスを踏まえた人が入っていないと、きちんとした論議ができない。今、東滝川の住宅問題関係では、よくわかっていない方が計画しているので方向性が変わってきている。私も残念であるが、策定会議とまちづくり計画は整合性を持たせて、よく意見が出るような形で進めていただきたい。意見とする。

大平部長 若干、都市計画マスタープランが先行しているような意見をいただいたが、今、地域構想の中では総合計画が上位に来る大きな問題であると思う。そういう中で、各地域の方々に意見を聞きながら地域懇談会を設けて、そこで十分意見をいただいて反映していこうと思っている。

井上委員外議員 地域懇談会を開くのは当然と思う。その策定会議で市民の意見がどのように反映されていくのか、その辺はどう考えているか伺う。

大平部長 都市計画マスタープランの委員については、内部委員、外部委員として各界の方々が9名いる。都市計画について精通している方々に意見をいただきながら委員会を行っている。いろいろなところで公開をして市民にも縦覧し、今後とも大きく公開して意見をいただき反映していくものと思っている。

井上委員外議員 名簿を後でいただきたい。

委員長 他に質疑はあるか。

副委員長 東滝川地区の方は、策定メンバー9名の中に入っているのか伺う。

千葉室長 先に行われた経済建設常任委員会で報告しているが、東滝川地区の委員は入っていない。

副委員長 当初6人が団体ということで、常任委員会で報告し、女性が入っていないということで質疑を経て、評価をして終わっていた。やはり、コンパクトタウンに東滝川地区の方の生の意見が策定会議に反映されないということになる。今問題にしている小中学校適正配置計画についての委員のメンバーの中には、きちんと入っている。これも第4回以降に補充するという考えについて伺いたい。

千葉室長 来年以降については、学校区を対象とする地域別懇談会を行う。学校区で分けた中では、東滝川の方の意見を十分聞けるような体制になろうかと思う。策定委員会については、議会の中でも報告したとおりである。この分については変更する考えはない。

副委員長 前回の委員の補充についても、委員会答弁では硬い答弁が出た。今回も複数の委員から見解を問われているのに結論が早いのではないか。

委員長 答弁調整中であるが、井上委員外議員に聞くがほかに意見はあるか。

井上委員外議員 実際、旧住宅マスタープランのときにも東滝川の方が全く入っていなかった。役所の仕事は、基礎的な素案ができてから、それを覆すということはなかなか

大変なことである。ここに3つのコンパクトタウンという言葉が出てきている以上、地元の意見が最初の段階からきちんと反映できるよう考えるべきと思う。特に東滝川の場合は、地域ビジョン懇談会をつくって1年がかりで行っている。そういう地元の意見が入らないで何ができるのか。どのように考えているか伺う。

大平部長

以前の経済建設常任委員会においても委員の皆さんに説明し、意見をいただいたが、その際にも硬い答弁と言われ、3名の追加対応もさせていただいた。現在されている委員についても、東滝川全体の意見としても触れられているが、少し検討したいと思う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(6)は報告済みとする。(7)について説明願う。

(7) 滝川市都市計画道路見直し検討協議会の結果報告について

千葉室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長

① 資料の赤色の現計画存続区間で三丁目通の函館本線と交差しているところの都市計画道路は、鉄道と交差している場合は跨線橋にするというのが基本の考え方という。このまま載せると三丁目通は跨線橋になる。逆に二丁目通は廃止で、二丁目通は跨線橋にならない。西一号通は今踏み切りでこれも跨線橋にならない。どこが一番交通量が少ないかという三丁目通と思う。この三丁目通の跨線橋の必要性和今後の考え方について伺う。

② 東一号通の下が交通量の多いところであるが、都市計画からは廃止となる。それによって今後何が変わるのか伺う。

③ 西二号通の下が青印である新設区間と中央通の上が新しい区間になるというが、それによって何が変わるのか伺う。

湯浅主査

② 東一号通については、現在立体交差がない区間であり、今言われたのは、東二号通であり、色はついていない部分である。東二号通については、既に立体交差は完成している。

③ 西泉通の青の部分と、滝川停車場線の道道の青の部分については、既存の都市計画道路がこの図面に記載されていなくて非常にわかりづらいが、西泉通について申し上げると北側に行く黄色の部分と西二号通の下の黄色の部分が都市計画道路としては廃止になるが市道としては残る。ネットワークを確保するということで下の青色は国道 451 号に接続する。滝川停車場線についても、同様に図面には記されていないが、中央通と駅を結ぶ区間についても都市計画道路として決定していて、そちらにネットワークされるということで、滝川停車場線が青で新しく都市計画のネットワークを確保するという意味である。

千葉室長

① 三丁目通のあり方については、東二号通からバイパスの間で用途の外になっていて、当時は新十津川町から赤平市方面に抜けるインターチェンジをつなぐという重要路線であり国道 12 号から東については都市計画決定どおり整備をしている。また、仮称であるが新十津川・赤平道道線昇格の要請をしている。JRのオーバブリッジについては、国道、道道のその下に位置づけられる滝川市の幹線道路として安全性を考慮した中では実際全国的に街路決定をされていて、当初の計画どおりのオーバブリッジの決定を受けている路線である。交通量の混雑、密度的に東と西の交通網を結ぶ関係と都市間を結ぶ新十津川・赤平を結ぶ道道線昇格のもくろみも含めて、三丁目通については現計画を残しているということである。

副委員長	東二号通については、私の勘違いであった。
	① 今、滝川市として道道の昇格を三丁目通に要望しているのか伺う。
	② 跨線橋が設置されるということは、何で決まるのか伺う。
	③ 緑色の計画変更区間の設置の理由についてもそれぞれ伺う。
湯浅主査	② 青色の新設区間の部分で何がかわるかということについて、都市計画道路ネットワークの位置づけと、そのほかに現在道路自体は都市計画で新たに決定する内容で基本的には工事を行わないので実態は変わらないということである。
千葉室長	① 三丁目通であるが、要望は昨年より行っている。この部分については、ふれ愛の里に橋ができた以前からそのようなもくろみはあって、滝川市としては新十津川と結んだところで将来構想があったと思うが、明確には昨年からということである。
	② 滝川市自体を考えると区画道路の位置づけとしては、発生する交通を補う役割がある。都市計画の道路は当然発生交通の外、ほかの都市から来る都市間交通の位置づけになる。新十津川町から道路も入っているので、交通量の増に対応する。都市間交通を補う路線で跨線橋ということで考えているところは三丁目通だけである。
湯浅主査	① 補足する。都市計画マスタープランの見直しを行っていて、今回は、都市計画道路の見直しということで、都市計画道路と土地利用を一体として見直しているところである。その中では、何度も話しているが、コンパクトということで考えている。その中で、今の滝川市の検討内容としては、4放射1環状を新たに考えている。4放射というのは、国道の札幌方面、旭川方面、帯広方面等々ということであるが、環状線としては新たに三丁目通、西二号通、国道451号、アンダーパスを通過して国道38号、国道12号バイパスを上って一回りする道路について環状線ということで考えている。それらを軸に、ほかの東一号通、西二丁目通を廃止することによって交通量がそこで受けるように考えている。土地利用についても、滝川市の場合、バスの利用を高めようという一方では自動車の利用での日々の暮らしがあるので、利便性の高い路線としては、環状線、国道といった考え方の中で、三丁目通の都市計画の存続ということで検討しているところである。
千葉室長	③ 緑色の箇所では、主に大きく一丁目通の泉町と西泉通についてであるが、当初の街路計画は、主に拡幅部分が多かったが、現在では、将来人口がふえない、交通量もふえないところから、縮小の考え方である。ただ、滝川市のネットワークのことを考えると、西町は街路的、循環的には最低この線を入れて、町間への部分についてはネットを組み、最終的には一丁目通の緑色の部分の幅員を変更し現況の用地の幅で何とか都市計画変更をしたい。西泉通についても用地買収をして事業費を膨らますことなく交通量、密度についても確保するというところから、幅員変更をしながら現況の用地幅で都市計画変更をしていく考えである。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(7)は報告済みとする。(8)について説明願う。
	(8) 滝川市都市計画区域の整備・開発及び保全の方針について
千葉室長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。
副委員長	非常にわかりづらく、先ほど言ったバイパス沿道の商業地域化との関係で、都市計画マスタープランを変える前に、平成22年4月の都市計画審議会で、あの

沿道を第一種、第二種の商業地域化するというがどのような地域にしようとしているのかを含めて、都市計画審議会に対して沿道がどのように出されるのか具体的に伺う。

湯浅主査

整備開発保全の方針についてであるが、お手元にあるのは現行法であり、12号バイパスについては、当然記載はしていない。先ほど報告したマスタープランの経過報告の中で、第3回までの議論にかかわって検討途中であるが、バイパスの内容について説明する。現在のバイパス分の素案については農地を保全する地域ということが基本的な考え方である。その中においても、国道12号が4車線ということで用地転用の可能性ということも全く否定できないので、農業法と都市計画法とを合わせて都市計画側としても土地利用について農地保全するという基本的な考えで土地利用を図っていくということである。その中には、4車線という地域の特殊性があるので、その中で仮に農地転用が行われた場合は、沿道サービス系ということで土地料、農業、施設も当然であるがそういうものについては建てられる状況で考えている。基本的には農地の保全という考えの中である。あくまでも途中経過である。

副委員長

4月の都市計画審議会の後、5月に申し出して、道に行って、市の都市計画審議会におりてくる。そして案の縦覧となる。具体的に伺うと言ったのは、沿道サービスになると、そこは農地であり、これが第一種何々と言ったような、どのような区域として都市計画審議会にいつ諮られるのか再度伺う。

湯浅主査

今の質問の一種、二種ということであるが、現在都市計画マスタープランの中で考えている具体的な内容については、特定用途制限地域という名称である。具体的内容については、先ほど申し上げたとおりで、農地を基本的には保全し、その上で、札幌市、旭川市のように線引き都市といわれ、市街化調整区域の厳しい規制がある。滝川市の場合は、そのような規制はない。その中では、農地転用があり、可能性も否定できない状況の中で、沿道サービス系に限っては農地転用が行われた際に、建物がもし建つとすればそういうものが建てられるということである。農業施設についても、同様で検討中である。具体的整備開発保全の方針の内容については、基本的な考え方は記載するという方向で、関係機関、北海道、農協、その他部局等と協議中である。都市計画マスタープランについては具体的に申し上げたが、最終的には、整備開発保全の方針となると、関係機関協議があるのでどこまで具体的に書けるかということと現在協議中で、この場で回答できない。ただし、都市計画マスタープランの長期計画なので細かな計画まで記載していない。大枠の土地利用の中で、基本的には農地保全するという考え方を書くということになるかと考えている。

副委員長

① 結局、特定用途制限地域で、どこからどこまで、何メートル幅でそういう地域に指定するかを4月の都市計画審議会に諮ろうとしているのか伺う。

② 特定用途制限地域というのは、國學院大學北海道短期大学の用地に大店舗が建つというときに、特定用途制限地域にすれば、今の大店法では建てることは自由で、ほとんど障害なく大型店が建てられるが、特定用途制限地域にすると地元自治体の判断でそれを阻止でき、よいといえば何でもできるような、特定用途推奨地域のようにも受け取れるような法律であったと記憶をしている。都市計画審議会及び道に提出する前に、市民に図るようなことはできないのか。3月にはそのようなことを行う考えはないのか伺う。

湯浅主査

① 滝川都市計画区域の整備・開発及び保全の方針では、細かなところは出な

い。今、都市計画マスタープランの策定会議の中で考えているのは、用途地域とそれ以外の地域の都市計画区域。かなりの農地の部分が入るが、それらの部分については、全面的に特定用途制限地域を指定するという案を検討しているところである。その中には種類ごと、地域の特質に合わせて検討していくこととなると考えている。その中で幅や具体的なものについては、都市計画変更を行う都市計画マスタープランが完成した平成 23、24 年度になってくると思う。

② アクロスの地域の関係であるが、現在の都市計画の制限については白地域で、この地域は平成18年度に都市計画法の改正があつて、正確ではないかもしれないが前は無制限だった。今現在どのようなものが建てられるかについては、集客施設でアミューズメント、店舗の床面積の合計が1 万平方メートルと、現行の都市計画法で規制がかかっている。

副委員長

① 確認するが、4 月の都市計画審議会に出すものは、幅や長さを具体的には指定しない。ただし特定用途制限地域という言葉はそこには出すということなのか伺う。

② 幅や長さは具体的に出さないから、都市計画マスタープランの用途地域外の特定用途制限地域にする議論の中で実際には決めていく。仮に都市計画審議会で特定用途制限地域のようなものになったとしても、都市計画マスタープランでは、そこはそういうふうには使わないという決定もあり得るということで確認してもよいのか。

湯浅主査

① 特定用途制限地域については、用途地域以外の都市計画区域内は主に農地であるが、現行では1 万平方メートルまで建てられる状況で、特定用途制限地域で大幅に農地を保全する方向でルールを強化することになる。整備開発保全の方針に、具体的に特定用途制限地域の名前が載るかということは現在協議中で、協議の段階では特定用途制限地域という具体的な都市計画の手法までは今のところ記載していない。農地を保全する中で、地域に合った保全を図るという考え方で協議中である。協議中なので結論というものではない。4 月に予定している都市計画審議会に特定用途制限地域という名前と、その幅員についての質問で、今説明した内容と同じで、基本的には特定用途制限地域について具体的な都市計画の手法までは整備開発保全には載せない。幅員についても決まっていないので説明はできない。特定用途制限地域内でその地域の事情において、場合によっては12号バイパスの沿線とその他の地域だとか、農地でもいろいろな農地があるので、農地の状況に合わせて特定用途制限地域の内容が変わってくることが今後検討される。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① 今の答弁で特定用途制限地域はバイパス以外にも考えられるということを示唆したのではないかと思うがどうなのか。

② 特定用途制限地域に指定の農地転用も避けられないということであれば、農業委員会の考え方は欠かせないと思うが、関係機関との調整も必要ということなので、農業委員会がそれに対してどういう権限を持っているのか、農業委員会以外との調整時期等の関係について伺う。

湯浅主査

① 特定用途制限地域については用途地域以外の都市計画区域内ということで、図面がないのでわかりづらいと思うが、行政区域よりも少し小さなところに都市計画地域が定められている。用途地域というのはほとんどが市街地でそれ以外というのは農地で、農地のところについては現在の計画では床面積で1 万平

方メートルまでの店舗がどこでも建てられる。逆に言うと都市計画の用途地域、市街地よりも規制が緩い状況が農地の中にあり、これからコンパクトなまちづくりを進める上では、外側にある農地の部分について、都市計画でできる特定用途制限地域を定め、緩い土地利用を強化するということで農地を調整していきたい。

② 農業委員会との関係だが、基本的には農地は農地法があって、農地転用については農業委員会の判断等でされる。都市計画で特定用途制限地域を定めたからといって農地転用ができないということではない。都市計画としては農地転用が行われた場合に、その土地が農地以外や農地関連施設以外に使われることについて、一定のルールをその地域ごとに設けていく考え方で今後検討していきたい。

窪之内委員外議員 農業委員会が認めなければ、市がそれを進めても農地の転用を認めないという判断も出てくるのか。

湯浅主査 農地転用された後の対応が都市計画ということになる。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (8)は報告済みとする。ここで昼食休憩とする。再開は午後1時とする。

休 憩 11:55

再 開 12:59

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。所管の都合により(11)、(12)を(9)の先に行うので了承願う。それでは説明願う。

(11) 雇用交付金事業について

青木主任主事 (別紙資料に基づき説明する。)

諏佐主査 (別紙資料に基づき説明する。)

志賀副主任 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長 今回の雇用については要綱改正で、1カ月以上雇用したら失業時に90日の給付が受けられるということを初め、大分変わってきている。これまでは社会保険ではなかったが、今度の雇用についてはどうなるのか伺う。

青木主任主事 今回、要件緩和で説明したとおり、これまで最大6カ月未満という制度であったが、今回の要件緩和で6カ月以内とされた。今回のこの一覧表の中でいうと、雇用予定日数のところに6カ月と書いてある事業については、雇用保険を加入することで積算も含まれている。それ以外については、6カ月以上の雇用見込みがないということで雇用保険は掛けられないことになっている。

副委員長 これも失業保険の対象になると思っているのだが、対象にはならないということか伺う。

青木主任主事 総務課とも保険の関係では打ち合わせをしていて、2カ月、3カ月の事業については、対象にならないということで確認している。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (11)は報告済みとする。(12)について説明願う。

(12) 滝川市勤労者福祉共済事業の民間移管について

青木主任主事 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内委員外議員 ① 基金の取り扱いについて、どのように考えているのか伺う。

② 再共済と一部自家共済の2つを選択するというのはメリットがあるからだ

	と思うが、全部にしないメリットは何か伺う。
青木主任主事	② 全労災へ年間に掛ける金額と、会費の中から払う金額と、どちらがメリットがあるか比較したら、現在の会員構成が若い方が少なく、例えば出産祝い金では全労災に掛けるよりも、自分たちの会費の収入の中から払うほうが安く済むというのがシミュレーションで明らかになっているので、それですべてを全労災にしないで一部自家共済も含めようと話し合いを進めている。
若山部次長	① 基金の取り扱いであるが、現状では行政でやっているが、人件費も一般会計持ちになっている。そういうことも考えて新年度に入って、この基金を向こうの目に見えない形の人件費にどう充てられるのかということも踏まえて、額的には全額かそうでないのかは別にしても、引き継ぎたい考えで財政と協議している。
窪之内委員外議員	基金以外は、滝川として今後何らかの助成をしていくことはないということなのか、そういうことも視野に入れているのか伺う。
若山部次長	共済を動かす共済会から、行政のほうからも入ってほしいと言われれば入って一緒に行いたいと思っている。金銭的な面は再共済で賄いたいと思っている。会員は、ここ数年で減ってきているので、どこで歯止めをかけられるか問題になってくるので、ゼロとは言えない。
委員長	他に質疑はあるか。
副委員長	再共済の場合、仮称共済会が1回入金して、事務作業がかなり今よりは減ということだが、今、別会計で事務費、人件費、消耗品等1年間の維持費が幾らかかかっていて、今後どれくらい共済会に経費として残るのかについて伺う。
若山部次長	質問の意図がわからない。行政に関しては会計するもの、検出するものはない。
副委員長	市が歳出経費を持って運営していて、今度は共済会が再共済する部分もあるが、窪之内議員の質疑で、再共済するのでそれほどの事務経費はかからないということだったが、どの程度の割合が残るのか。今が幾らで、今後幾らでよいのか伺う。議案関連なのでわからなければ予算委員会で聞く。
委員長	他に質疑はあるか。
水 口	入会の会員数が減っているということで自家共済を持つということは、どこかに損益の分岐点があるということで考えると、例えば22年度にスタートしたときに現会員数からそれほど目減りしないでスタートできれば、十分に共済会としては収支の部分では確保できると見込んでいると確認してよいのか伺う。
青木主任主事	新共済制度に移った場合のシミュレーションの話をしたが、現在、820名程度の会員がいるが、750人からスタートした場合で、毎年25人減った場合を想定してシミュレーションしている。
水 口	そのシミュレーションでは、損益分岐としては十分に共済会として制度を運用できるのか確認する。
若山部次長	人件費を含めたら無理な面がある。その中で基金を今後何年間充てるかを協議している。自家共済でここ数年は給付が減っているので、十分にやっていける。今度共済会に渡すと相手方の方は1人工を使う考えはない。違うものをやってこの共済制度もやってもらう。幾らが人件費にかかってくるのかもわからない状況であるが、全労災は使わなければバックされてくるので、現状でどのくらいの分岐点でマイナスになるのかははっきりしないが、人件費を除いた事務費的なものはこの中でクリアしていけると思っている。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) (12)は報告済みとする。(9)について説明願

う。

(9) 街なか共同住宅建設補助事業の拡充について

(別紙資料に基づき説明する。)

千田室長
委員 長
田 村
千田室長

説明が終わった。質疑はあるか。

対象の95.2ヘクタールの区域はどこからどこなのか。図面はないのか伺う。

資料の図面で説明する。中枠が旧重点地区で上限が100万円で考えている。外枠は新しい中心市街地活性化基本計画のエリアとして92.5ヘクタールで、おおむね本町からJR駅や市役所付近等々が平成21年度に拡充したエリアである。

田 村

これが減るのが固定資産税だけなのか。例えば街なか共同住宅建設補助事業で使えるメリットはないのか。

千田室長

当初は市の単独事業だったが、固定資産税の10年間分、取り壊しの見積もりの10分の1を重点地区に補助する制度である。上限が100万円なので取り壊しに200万円かかった場合10分の1の20万円を補助する制度である。

委員 長
水 口

他に質疑はあるか。

改正で1棟6戸以上と1棟4戸以上に緩和したということだが、これはこの数字であれば建ててもよいという問い合わせがあつて、その問い合わせに基づいて緩和しているというものなのか、推測なのかについて伺う。

千田室長

金融機関や建設関係と相談した。ここまで下げても非木造についての投資は非常に難しい。もともと10棟だと5階建てや、4階建てになると、エレベーターを設置しなくてもよいという部分で投資効果につながるのではないかと思う。中心市街地以外に大東建設やほかの建設業者が建設しているが、金融機関の々を対象に聞き取りをした中では、中心市街地でもここまで下げると投資する意欲がわくのではといろいろと協議をして決定したところである。来年度は70万円で12戸を想定し、840万円を新年度予算として計上し、その部分の中で45%を地域住宅交付金で予定している。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) (9)は報告済みとする。(10)について説明願う。

(10) たきかわ冬まつり 2010 の実施報告について

(別紙資料に基づき説明する。)

前田主査
委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (10)は報告済みとする。(13)について説明願う。

(13) 地域職業訓練センターの今後の取り扱いについて

(別紙資料に基づき説明する。)

若山部次長
委員 長
副委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

道内の主要政党に4市、4センターが要望したということだが、直接、東京の各政党に要望する考えはないのか伺う。

若山部次長

先般も説明したが、要望を上げる前に4市が集まったときには、最初に道に要望していこうと取り進めていたところ、道のほうから至急動きたいので4市連名で道と一緒に動いてほしいという連絡があり、今回の要望は道が中心で動いている。日程的にも道が決めている。道内で要望したいということで、2月15日に行ってきて、一つの要望を終えたという形にはなっている。今後、そこを道にどう要望していくのか、まだ決まっていないが、今後問題が出てくるのかという気がしている。

副委員長

そのあたりを、地元の意向はこれほど影響が大きいということ、直接身近に

若山部次長	かかわる方には効果があるので、国に対し出向いての要望をぜひとも早期に実現していただきたい。これは要望である。4市はよいが、性格からいうと4市ではだめだと思う。関係市町にどう力になって協同してもらうかについて、滝川市から関係市町への働きかけと関係市町の考え方などについて伺う。 先般も少し話しをさせていただいているが、まずは道のほうで、4市にまず行って連名で上げてほしいと言われたときに、4市ではそれぞれ組合を組んでいる状況なので、地元に戻ってということが私たちの意見であった。それぞれ地元に戻って、滝川市であれば5市5町で組んでいるので、私のほうから4市5町の担当者全部に連絡して、このような形で進めたいと申し上げると、大いにやっていただきたいと。その中で、4市の会議に行くときも断って私が行ってくるということも全部承諾をいただいている。4市5町ということもすべて了解を得て同じ気持ちで、国は責任を持って行っていただきたいというところで統一はしている。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) (13)は報告済みとする。(14)について説明願う。
阪本室長 委員長 田村	(14) 企業誘致及び物産PR活動の実施状況について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。質疑はあるか。 企業誘致は大事なことで、物産展、アンケート等について実際にされていて、その結果及び反応についてはどのような中身があったかについて、資料によるとただ開催したというイベントがあるが、記載のないものについてどうであったか伺う。
阪本室長 田村	企業誘致活動については、今年度、特に力を入れて進めているところである。企業誘致については、企業回りを中心に進めているところで、ことしはネットワークの確立を中心に行っている。誘致として特に可能性のあるヤマトコンタクトセンター等については、かなり動かしていただいて、整理した中で綿密に積み上げて来年度につなげていきたいと思っている。物産展については、滝川市のあらゆる食品を含めて、首都圏等にはPRさせていただいて、これについても継続していきたいと思っている。各種事業についても作成し、整理しているところである。 資料の9月に企業誘致アンケートを実施し、500社に対し回答が33社。その回答33社の中には特に出店予定がないという場合があると思うが、33社のうち下段に企業訪問云々と6社記入しているが、この6社からは興味を示すような回答があったと考えてよいか。ほかの残りは回答があったが、興味はないという回答であったのか伺う。
阪本室長 委員長	アンケートを500件実施し、33社の回答があった。そのうちパンフレットの送付依頼があったのは3件で、低い状況であった。その中には、日清医療食品、大塚薬品工業があって、そこはすぐ回らせていただいたところである。 他に質疑はあるか。(なし) (14)は報告済みとする。(15)について説明願う。
諏佐主査 委員長	(15) 企業立地セミナーin Tokyo 開催報告について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (15)は報告済みとする。(16)について説明願う。

(16) 北海道畜産試験場滝川試験地跡地利用計画策定業務の報告について

(別紙資料に基づき説明する。)

阪本室長
委員長
山 腰

説明が終わった。質疑はあるか。

膨大な計画の説明を受けたが、道の土地なので今後どうなるかわからないが、今の経済部の体制で十二分に乗り切っていけるのか。今の話を聞くと、産業連携室でも企業誘致云々ということは行っているわけで、今の体制では道にお任せして、プランをつくってもらいたいコンサルタントにさせるということだけで、実際に汗水流してみずから行動するという事はないのか伺う。

若山部次長

阪本室長から報告しているように、何社か実際に当たって、酪農学園と年に四、五回協議を行っているのは私たちである。こういう提案を道に対して、道がどう対応してくるかということが一つの案であるが、この協議会を進めていく中で、道はオブザーバーとして人も入れてやっている。そういう観点からいえば、この計画からはある程度認められて今走っているということであり、すんなりいけるかという気がする。ただ、今後山腰委員が言われたような動きについては大事であるが、あくまでもこれは計画であるので、今後はこれをどう進めていくかが課題である。一絞り二絞りしないと、だれがコーディネートしていくかが一番大事であり、そこも含めて考えなくてはならないところである。必要であれば議員の皆さんにお願いして、予算的なものも出てくる可能性もあると思う。頭数の問題であるが、実行するという事で、総務課にきちんと話していきたいと思っている。

山 腰

あなた方が努力していることは知っている。ただ、これだけ大きなプロジェクトを今まで何度もこれに類したことはあったと思う。ことごとく絵にかいたもちで終わっている。今回、本腰を入れるのであれば、やはり、計画の段階からすべてプロジェクトチームをつくったり、責任者を選定したり、予算を持って運動していかないとなかなか、絵にかいたもちで終わってしまう懸念があるから言うのだが、本気でやるのであれば、本気でお金を使えばよいと思う。今、次長が今後の計画を言ったから私はよいと思うが、予算どおりお金を使えばよいというわけではない。いろいろな組織団体をつくって、あれもやる、これもやる、企業立地もこうやっていたなど、報告だけで実績は一つもない。それでは困る。部長に見解を伺う。

多田部長

この畜産試験場の跡地については、過去何回も議論いただいて、先ほども少しお話をさせていただいたが、農業学校関係はどうかという話も出てきているが、これが出てもらえばいろいろな企業とのかかわりとか、夢が広がってくるので、そういう面では、今そういう話が徐々に具体化していく段階においては、若山次長も先ほど申したように組織的なものもきちんとつくっていくてはならないし、予算の確保もしていかなければならないと思っているので頑張っていかなければならないと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (16)は報告済みとする。所管の入れかえにつき若干休憩する。14時30分から再開する。

休 憩 14:18

再 開 14:29

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。(17)を説明願う。

(17) 平成21年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

北野副主幹

委員長	説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (17) は報告済みとする。(18) について説明願う。
	(18) 指定管理施設の指定について
新井課長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (18) は報告済みとする。(19) について説明願う。
	(19) 米戸別所得補償モデル事業、水田利活用自給力向上事業の概要について
新井課長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (19) は報告済みとする。(20) について説明願う。
	(20) 農林水産省の組織の再編について(農政事務所関連)
新井課長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (20) は報告済みとする。(21) について説明願う。
	(21) 丸加高原健康の郷遊歩道について
新井課長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。
山 腰	これは17年前に農業補助金でつくったと思う。再整備をしなくてはならないということはわかったが、予算が記載されていない。計画だけで予算は要らないのか伺う。
新井課長	予算については、1,568万円である。8割が撤去費であるため、補助金がないので単費で行う。ただし、撤去しないで置いておくというわけにはいかない。安全上の確保として1,200万円かかる。2つ合わせると億単位になってしまう。このような条件の補助金も探してみたがなかった。木製の橋の耐用年数は15年であり、既に経過している。橋の下は沢である。
委員長	他に質疑はあるか。
副委員長	建設時の費用について伺う。句碑移設については、2基と記載しているが、もっとたくさんあったと思うが、お金のかかるものだけを記載しているのか伺う。
新井課長	平成5年度の総事業費2億1,400万円で橋の関係については、8,200万円で、句碑は基本的には橋の手前の多目的広場にあり、橋A、橋Bの間には橋を撤去すると行けないので、その分を移設するということである。
副委員長	① あわせて当時の2億1,400万円の財源内訳を伺う。
	② 耐用年数15年で作られた時代といえればそれまでの話だが、当然つくったときは15年後につくりかえるという政策だったと思うが、平成5年といえればバブルのはじけた後で、そういった政策がどうだったかということ伺う。
多田部長	平成5年に当時の農業構造改善事業の採択を受けて実施をしたところである。補助金については8,560万円で起債措置も認められていて9,600万円の起債措置を受けて事業を実施した。平成5年にこの文学の径をつくったときには、同じく多目的広場の整備と関連づけて整備を行った。あわせて江部乙出身の半谷さんほかの句碑も設置しながら、この道を歩いてもらって森林浴を味わってもらおうという主旨で設置した。耐用年数後の対応ということでは、当時、木橋をつくったときには木橋雑誌にも取り上げられるほどの反響を呼んだが、説明したように建てかえをするということになると、かなりの経費がかかり、当初補助事業で実施しているので、その改修というのは補助では非常に難しい面が

あるということから、う回路をつくって、多目的広場と伝習館を結べるルート
を新たに考えて再整備を行いたいとするものである。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (21)は報告済みとする。所管入れかえのため休
憩する。再開は15時10分とする。

休 憩 15:00

再 開 15:10

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。(22)について説明願うが、その前に、農業
開発公社の不適切な決算処理についてであるが、前回の2月12日に開催された
第49回議会運営委員会で、この件については経済建設常任委員会で継続調査す
ることを確認しているので、報告を求めたいと思うが、2月10日の全員協議会
でも関係資料を配付し、報告を受け質疑を行っている。さらに、その後の臨時
会においても市長の行政報告に対して質疑を行っているので改めて資料の配付
はしないものとする。本会議で答弁していないものについて所管から経過説明
願う。

(22) 農業開発公社の不適切な決算処理について

飯沼理事 手元の報告書に関してはこれまで説明をしてきた。特に追加をすることは
ないが、委員長のお許しをいただいたので一言発言させてもらう。今回の農業開
発公社の不適切な決算処理については、所管委員会である経済建設常任委員会
の皆様にも多大なご迷惑をかけたこと改めておわび申し上げる。誠に申しわけ
なかった。

委員長 説明が終わった。先ほども申し上げたが本会議で答弁されていないもの、あ
るいは解明できていないものに絞り、質問が重複すれば時間ロスにもなるため、
副委員長の立場もあるので理解いただき発言していただきたい。質疑はある
か。

副委員長 ① 臨時市議会で副市長がこのような答弁をされている。適正に経費で処理
するようにと指示した記憶がある。この副市長の答弁を調査チームはどのように
聞いたのか。経費で処理するようにというこの言葉は、ちょっと異様な表現だ
と思う。つまり売却するというのではなく、経費で処理するというのは明らか
に廃棄を意味する表現である。しかもこれを指示した記憶があると明確に述べ
ている。調査チームは、副市長が決算前に粉飾にかかわる在庫について、在庫
で粉飾の中身を知っていたという判断はしないと。在庫はそのままあると
思っていたが、そうでないというおそれが非常に強い答弁をされたので、私は
副市長に対し再度聞き取りが必要でないかと思うがいかがか。

② 相当数の腐敗の認識があったという答弁であるが、相当数腐っていた、処
理し切れない、ほとんど売れなかった。こういう表現を臨時市議会ですされてい
る。相当数については、どれぐらいかと聞いても答弁がなかった。これについ
ても20期の決算前にそういう認識をしていたということで、調査チームとして
相当数腐敗していたのに在庫で計上されている。しかも特別損失といった表現
の決算項目もない。最大の問題は、20期の決算は税引き後16万円の黒字で、
営業利益は200万円の黒字である。副市長の答弁を聞いていると、どう考えて
も黒字になるような決算期ではない。こういった答弁の一言一句を精査すべき
と思うが、そういう答弁をしつつ黒字を迎えて、その黒字の決算をただ黒字で
あったというのは、見て見ぬふりとか知らなかったとか、言うとおりであった
というレベルのものではないと思うが調査チームの考えを伺う。

③ 答弁を精査していくと調査チームが報告書で言われている報告、連絡、相談というのは、粉飾決算に限定している。ところが、タマネギの在庫が過剰である。そのために売らなければならないということは、上から下に対しては、売れ売れ、適正にやれと相当指示している。ところが経済部長の答弁では、そういう報告すら取締役会で常務にも社長にもしていない。これは明らかにおかしい。過剰な在庫については、社長である副市長は平成 20 年の相当早い段階から、つまり工藤社長の時代から過剰在庫については認識をして、売らなければ赤字になるということを取締役会の中で、しっかりやっていると答弁している。この答弁の違いは、経済部長と副市長のどちらかが虚偽答弁である疑いが極めて強い。しかも副市長は答弁の中で、切れ間、切れ間で取締役会に報告があったと言っている。この答弁のどちらが虚偽なのか調査チームの考えを伺う。

④ この問題を解明するために必要な資料を要求したい。

(ア) 19 期、20 期分の原料タマネギの入庫の日付ごとのトン数について。

(イ) 入庫したタマネギをいつ、どこへ、どれだけ転売したという実績について。

(ウ) 副市長の答弁、経済部長の答弁がいつなのか、わからない答弁の連続なので全体の時系列がわかるようにした資料について。

(エ) 損失補償に関する金融機関と滝川市の申し合わせ、または契約書などの書類があると思うが、行政なので条例規則をつくって、それを金融機関に渡しているという可能性もあるが、損失補償を金融機関と交わす根拠になる書類について。

(オ) 19 期、20 期の借入金額の推移について。

(カ) 廃棄したタマネギの年月日、トン数、裏づけは処理費として幾ら払ったかの根拠がわかるものについて。

(キ) 公社の取締役会、経営会議、社内会議まで含めて、きちんと分けてされていたのか不鮮明なため、それぞれのときの議題、特に平成 21 年 1 月または 4 月の取締役会議については議事録も入手できれば資料要求したい。

(ク) 今回調査チームが、虚偽のメモであるというふうに断定した平成 21 年 4 月 15 日付のメモである。飯沼調査委員長は、このメモについてこのように答弁している。12 月 15 日に聞き取りをして、2 名同席した。A 取締役が出してきた。聞き取りの結果、A 取締役は社長協議で粉飾に関する報告はしていない。指示を受けていないという返答。ほかの 4 名にも個別に聞き取り、社長が粉飾を指示した覚えはない。また粉飾に関する報告はなかった。このように、ないだけの聞き取りでこのメモは事実でないと言っている。このメモは今回のこの問題の最大の情報で、簡単に無効にできるようなものではないはずで、この資料提出を求める。

委員長

資料要求について委員の皆さんにお諮りしたい。休憩する。

休 憩 15 : 27

再 開 15 : 29

委員長
山 腰

再開する。

今の 8 項目の資料要求であるが、株式会社滝川農業開発公社として、株主もいれば取締役もいる法人なので、法人の性格として幾ら最大の出資者といえども調査チームが、ここまでは出せるという判断のもとで出せるのであれば何項目になるかは別にしても出してもよいと思う。

委員 長 他に意見はあるか。（なし）執行機関としてこの８項目の中で、どれくらい出せるのか出せないのかを伺う。

飯沼理事 資料要求の８点については、必要なものという項目については了解をしたが、山腰委員からの話もあったし、会社所有のもの、会社の判断が重要になってくるものばかりのため、チームとしては即答しかねる。検討させていただきたい。

委員 長 ただいま飯沼理事より、検討させていただきたいということである。休憩する。

休 憩 １５：３０

再 開 １５：３３

委員 長 再開する。先ほど清水副委員長から質問された件について、答弁できるところは答弁願いたい。

飯沼理事 ① 社長である副市長に聞き取りをしたときの結果であるが、１９期から２０期に実際は１９６トンということだが、副市長に説明したときには２９２トンの繰り越しという説明をして、選果をする通常のラインに乗せて、皮や腐れた部分は捨てて、そういうことは今までもされてきているので、売上原価には仕入れ値を１００％乗せる。副市長も歩どまりが相当悪いという認識をしていた。ただし、製造原価にはきちんと仕入原価、労務費、経費は今までどおり上げるように指示していたことを我々は聞いている。通常であれば１００％原料を仕入れて、７０％が製品になって、３０％がだめだったということであれば、廃棄損は３０％という上げ方は決算上してきていない。歩どまりで３０％のなくなる部分は製造原価に上がっているので、製品との差し引きでそういう結果になるので、通常の処理をし、相当数腐っているという認識はしていたと言っていた。結果的に３０トンは製品として使えているので、我々の調査でも１９６トンのうち、廃棄に至ったのは１６６トン、ただし３０トンは製品としてつくっているということなので、副市長に説明したときには架空の分も含めてあるような説明をしているということであるから、副市長としては引き継いだ原料が１９６トンという認識はしていない。２９２トンを原料として引き継いだが、３０トンしか使えなかった。ただし、経費はきちんと計上しているということなので、廃棄に関して粉飾されたという認識はチームとしてはしていない。

委員 長 休憩する。

休 憩 １５：３９

再 開 １５：４１

委員 長 再開する。引き続き答弁願う。

飯沼理事 ③ 副市長の答弁の食い違いであるが、転売の可能性の検討は多分本会議でも答弁していると思うが、平成２０年２月で、その後、平成２０年４月に取締役会があり、取締役会の終了後に会議の中ではないと思うが売っていけるところから売っていくという話で、副市長も記憶が定かではないが、という前置きをして答弁をしていて、自分の思い出せる限りで答弁をしているので、断定した答弁はしていなかったが、我々の調べた結果とは食い違っているということにはならないと思う。

② 相当数の腐れは、先ほど言ったように、社長である副市長としては通常よりも大幅に歩どまりが悪いという認識であるから、それについては正規の処理をしているのは先に申し上げたとおりである。

副委員長 ① 適正に経費で処理の指示をしたということについては、きちんと原価を上げて、原価は多いが製品は少ない結果に当然なる。ところが、２０期は後で調べ

たら1,400万円の赤字決算で、2割相当が腐っていて、原料でいうと800万円で、それが何トンかは把握していなかったかもしれないが、トマト作業のおくれで売り上げが減る。また、ほかにも20期の決算においては売上高以上に製造原価が高まっているということになっている。そういうことから、私としては原料分が相当数使えなかったと認識している。20期の決算は売上高のほうが、原価よりも高い。副市長の答弁は、決算をする前の状況は売上高以上に製造原価が高く、赤字になるという意識は持っていた。ところが、なんと赤字どころか黒字決算になっている。17期は578万円の利益が上がったときの感覚もわかっている。18期が461万円の赤字で、どんなときに赤字になるかがわかっている方で、こんな赤字になりそうな決算のときに黒字の決算を目の前にして、しかも製品在庫が1,700万円も載っていることは、かつてないことなので、その決算を見て在庫に粉飾がないと思ったとすれば、それは追及しなければいけないと思う。副市長の言っていることは、完全に矛盾していると言わざるを得ない。調査チームは、副市長が本当のことを言っていることのつじつまが合っているのか、問題は事実を解明することで、言ったことを聞くことではない。客観的には副市長の言っていることは完全に矛盾していると言わざるを得ない。調査チームとして、副市長が決算に載せられた在庫が19期末、20期末で真実の在庫だと当時思っていたということをいまだに認めるのかについて伺う。

② 答弁の食い違いで一番重要視しているのは、経済部長の答弁では取締役会には報告していないということだが、副市長は何回も報告を受けていると言っている点で、ここも食い違っている。報告したかしないかの大きな違いで、取締役会は知らなかったことにしようという流れになっているわけで、それを経済部長は報告していない。副市長は報告を受けているという。どちらが正しいのかこの食い違いについて正していただきたい。

飯沼理事
委員長

① 報告したことを訂正する考えは持ち合わせていない。

②については、経済部長は処罰の対象になっている立場でもあるが、私の範疇で、ここで答弁が必要であれば答弁することを許す。

多田部長

② 答弁の食い違いについての質問だが、議会のときにも答えたが、平成20年2月ごろ、社内会議において在庫との関係から転売の可能性について検討を行った。平成20年4月に取締役会の終了後に転売の可能性について、売っていいところから売っていいという話が出た。取締役会でそのような話はなかったと理解している。

副委員長

これも時系列の中にきちんと入れてほしい。平成20年2月、4月というのは、19期の決算で、問題は20期の7月、8月に相当数を廃棄している。大粉飾が行われたのは20期で、今、部長が答弁された社内会議は社内では報告してないというが、20期の平成21年6月まで、取締役会には一切報告しなかったのか。副市長の答弁では、切れ間、切れ間で3カ月、4カ月の取締役会を含めながら、事前状況報告はあったと言っている。それと、社長と当時、原料含めて、こういう処理し切れないことを含めて、副市長の言葉どおり言ったが、どこかに売っていくということは言っていたという。例えば取締役会含めて淡路、新規開拓に向け云々と。要するに、当時の社長とそういう話をしている。それが取締役会で行われたのか、取締役会の外で行われたのか、そういうことも含めて時系列の中に全部入れてもらいたい。部長の答弁では、20期も含めて取締役会には在庫については過剰であり、転売の必要があるという報告はしていないと

委員 長 いうことで確認してよいか伺う。

先ほどの資料要求の中で、出せるものと出せないものがあると思うが、（ウ）の時系列の話が出ていたので、できるできないは別の話であるが、そこに今の話を入れてほしいということだと思う。質疑されているので前段の話を部長から説明願う。

多田部長 先ほども言ったように、この段階で取締役会での協議というのではない。

副委員長 副市長の答弁では、取締役会の中で話しているだろうと言っている。指示は恐らく社長としての決算期の前の取締役会、その前の取締役会かちょっと記憶にないが、売っていく。共計枠を原料として売っていくことはできないと思っていた。売れるものなら原料を残して売っていけばいいわけで、20期に入ってから原料を開けて皮を剥いてみて、できないものの認識で、腐れが相当はつきりしているので、4月で認識したと思っている。製造原価を上回っているということで、決算としては厳しいと思っていると言っている。社長がはっきり取締役会かその前の取締役会か記憶にないと言っているのに、取締役会にA取締役や常務が報告しないで、なぜ社長がわかっているのか。社長は危ない在庫が幾らあるのかを当然聞くとし、聞けばそれに答える。それが取締役会と思うが、ところが、今まで経済部長が、取締役会にそういう報告をしたことがない。在庫についても、転売の必要性についても報告したことがないと言っているわけで、本当にそれでいいのかをもう一度伺う。

多田部長 先ほどから話が違っているように思うが、転売についての可能性の検討について平成20年2月の社内会議で検討し、平成20年4月の取締役会終了後に当時、工藤社長から売れるものから売っていけということで話が出たということである。取締役会の中でそういう話が出たということではない。それと、副市長の発言の中で恐らくとか、取締役会の前とか、その前の取締役会とかというような言い方をしているが、副市長もこういう認識の中で話をさせていただいていると思っているので、私と副市長の答弁の違いはないと思っている。

副委員長 多田部長はいなかった。取締役会にも出ていなかったのに、見たかのごとく平成20年2月と4月の取締役会の後というのはだれに聞いた話なのか伺う。

飯沼理事 経済部長も調査チームの一員としているので、当然そのときにいなくても調査はしているので、調査した中で会議がいつあってということは把握している。そのときにいないからそのときのことを答弁できないということにはならないと思う。

副委員長 ① 多田部長が調査チームに入っていることがおかしいわけで、当事者であり調査チームだから知らないことも調査チーム員として知り得る。それを全部合わせて私は当事者としてこうであるというような答弁をすることもある。多田部長については戻すわけにはいかないが、そういう弊害が出ているということについてどう考えるか。いまだに多田部長を調査チームに入れたことに何の問題意識もないということで調査は適正に行われたと思っているのか飯沼調査委員長に伺う。

② 副市長が自分で、社長としての決算期の前の取締役会かその前の取締役会かちょっと記憶にないが、それは取締役会の後の打ち合わせと同じ認識だと思うと言ったが、多田部長は副市長の心の中がわかっているのか。調査チームと副市長は、構成では調べる側と調べられる側で、調べる側が調べられる側の気持ちかわかるというのはおかしい話である。完全に聞く側と聞かれる側が一体

化している。本当に取締役会議の中では、在庫について過剰であること、また転売の必要性があるということが一度も話題にはならなかったということは、副市長の答弁は間違いか、虚偽答弁のどちらかであるということは何回聞いても納得できる答弁ではない。あったか、あるいはなかったかどちらかで答弁してほしい。

飯沼理事

① 私も調査チームに選ばれた立場なので私が答えるのもおかしいかもしれないが、経済部長が一員として入っていたことによって調査結果がゆがめられたという認識は一切していない。

若山部次長

② 私も調査チームの一員であるが、副委員長の話では、とにかく副市長が取締役会でと繰り返して言っているが、部長や飯沼調査委員長の答弁で取締役会では言っていないということであり、この文書を多田部長が言った中にも取締役会では言っていないという話であり、先ほどから同じく答えていて、副委員長が納得できないという形になっているのではないかと。

副委員長

① 副市長が本会議で言っていることをあなた方は否定している。私は本会議で言われたことを文言どおり起こしているので、決算期の前の取締役会かその前の取締役会かちょっと記憶にないが、それは取締役会の後の打ち合わせと同じ認識だと思うと言ったが、これを否定するのであれば副市長に確認をとらなければならない。もしこれを否定するのなら3月議会で行政報告か何かで副市長の答弁は間違っているときちんと報告してもらわなければならない。議会というのは発言が全部正式なものとして積み上げていくものだから、後であれば違った答弁であったとなると、理論構成もすべておかしくなるので、副市長の本会議での答弁は正しくないということなのか確認しておきたい。

② もう一つは、社長、前社長、常務、これらの人たちは、過剰在庫があったにもかかわらず、取締役会に報告しないで、その後、内部でこの話をしていたということになる。これは重大な問題で、取締役会に最も報告しなければならない問題を取締役会に報告しなかったということは、高橋部長に損害賠償はどんなときにあるのかと質疑をしたら、任務を怠ったときに会社に賠償責任を負うと答弁した。今回の620万円ものタマネギを腐らせたにもかかわらず取締役会にそういった売れば売れる時期に取締役会にも報告をしなかったということは、意図的に報告しなかったと言わざるを得ない。今回の調査が単なる粉飾決算を知っていたか知らなかったか、さらに、在庫の問題にとどまらず公社が1,400万円の赤字を出したわけで、この原因調査がこの調査チームの仕事の一つだと思うが、当然粉飾の調査であれば、その原因は赤字が大きくなるからということが当然関連してくると思う。そこで飯沼調査委員長にはこういった取締役会の軽視、あるいは意図的に取締役会に隠したという行為が行われたということの事実解明や、そういった取締役についての損害賠償の検討をこれから行うかについて伺う。

飯沼理事

② 損害賠償の検討については、臨時会の本会議でも総務部長が答弁したとおりで、その考えは現時点では変わっていない。我々のところには通報はあった。その通報は、粉飾決算書類が不適切であり、原因者はこの人たちである。それを受けてそれが事実かどうか、粉飾が行われたとしたらどういう背景で、どういう動機があったのか、だれがどのような関与をしたのか、報告書にそれらをまとめたつもりである。

若山部次長

① これは本会議で窪之内議員からの質疑に続いている話だと思うが、前回の

本会議で経済部長が窪之内議員の質疑に、タマネギの転売が検討された時期だが、平成20年2月の早い時期に検討され、その後の経営会議でそういったことを検討されていると答えている。それを受けて副市長は指示がいつかということとは記憶にないが、恐らく社長としての決算期の前の取締役会の前ぐらいだと思いと答えていて、取締役会の前ぐらいの経営会議という意味合いで答えている。

副委員長

経営会議という言葉が出たが、社内会議、経営会議、取締役会議のどこで在庫に関して話題になったのかをしっかりと求めた資料で明らかにしてほしい。

委員長
水口

他に質疑はあるか。

① 市職員でない2人の取締役から、タマネギが腐ったのだがそれは収支には影響のない範囲だという説明を取締役会か、もしくは経営会議かどこかで聞いているという。取締役会でそういうことを説明したことがあるのかないのかということを確認したい。

② これは確認で何うのだが、この決算報告書の資本金及び借入金の中で、損失補償の状況が、滝川市が8,000万円の損失を補償し、内容は資金借入額に対する損失補償で、資金借入額に対するということだと、普通借入する場合は債務保証が一般的だと思う。それをあえて損失補償という表現をしているということは、借入以外の部分も保証しているのか。先ほど資料要求では借入金の契約があるという話であったが、その点について確認をしたい。話を聞いていても何が正しくて何が正しくないのか正直言ってよくわからない。頭に浮かんでしまうのは以前にミートホープが虚偽報告をして最終的に会社がなくなった、船場吉兆もなくなった。まさかそんなことが滝川の中で起こっているとは信じたくないの、しっかりとした答弁をいただいて原因解明をしてもらいたいと思う。今の2点について答弁願う。

多田部長

① 経営会議の中でそういったことが話し合われた。今回の事件が起きて各取締役に話をしたときに、その話が取締役会か経営会議かはわからないが、腐れた部分についての話があったということは、どの取締役かわからないが聞いたことはある。取締役会ではなくて経営会議で話し合われたということは、後の調査でわかったことで、先ほどの取締役会の中ではなく、経営会議の中で話し合われた経過がある。

② 損失補償は、金融機関との契約の中で、借入金に対して損失補償に基づき借入を行っているということである。

水口

① 借入の関係はあくまでも借入金に対してだけの損失補償と確認してよいか。

② 経営会議はこの決算報告書におけるどこまでが出席対象者なのかについて何う。

多田部長

① あくまでも借入金に対しての損失補償である。借入に対して公社として資産があれば、最終的に会社が立ち行かない場合は、公社は公社として処分して、その残りの中で8,000万円を限度に市が損失補償する。

② 経営会議のメンバーであるが、そのときの状況によって出席も欠席もあるが、社長、専務、常務、三セク担当の取締役及び工場の現場の者で行っている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(22)は報告済みとする。

委員長

2. 第1回定例会以降の調査事項について

別紙のとおり確認してよいか。(よし)別紙調査項目のとおりとすることに決定した。

3. その他について

委員長 事務局から何かあるか。(なし)委員から何かあるか。(なし)

4. 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会の日程については、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)以上をもって、第24回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 16:18